共済だより

KYOSAI Yamaguchi

4 APR 2012 月号

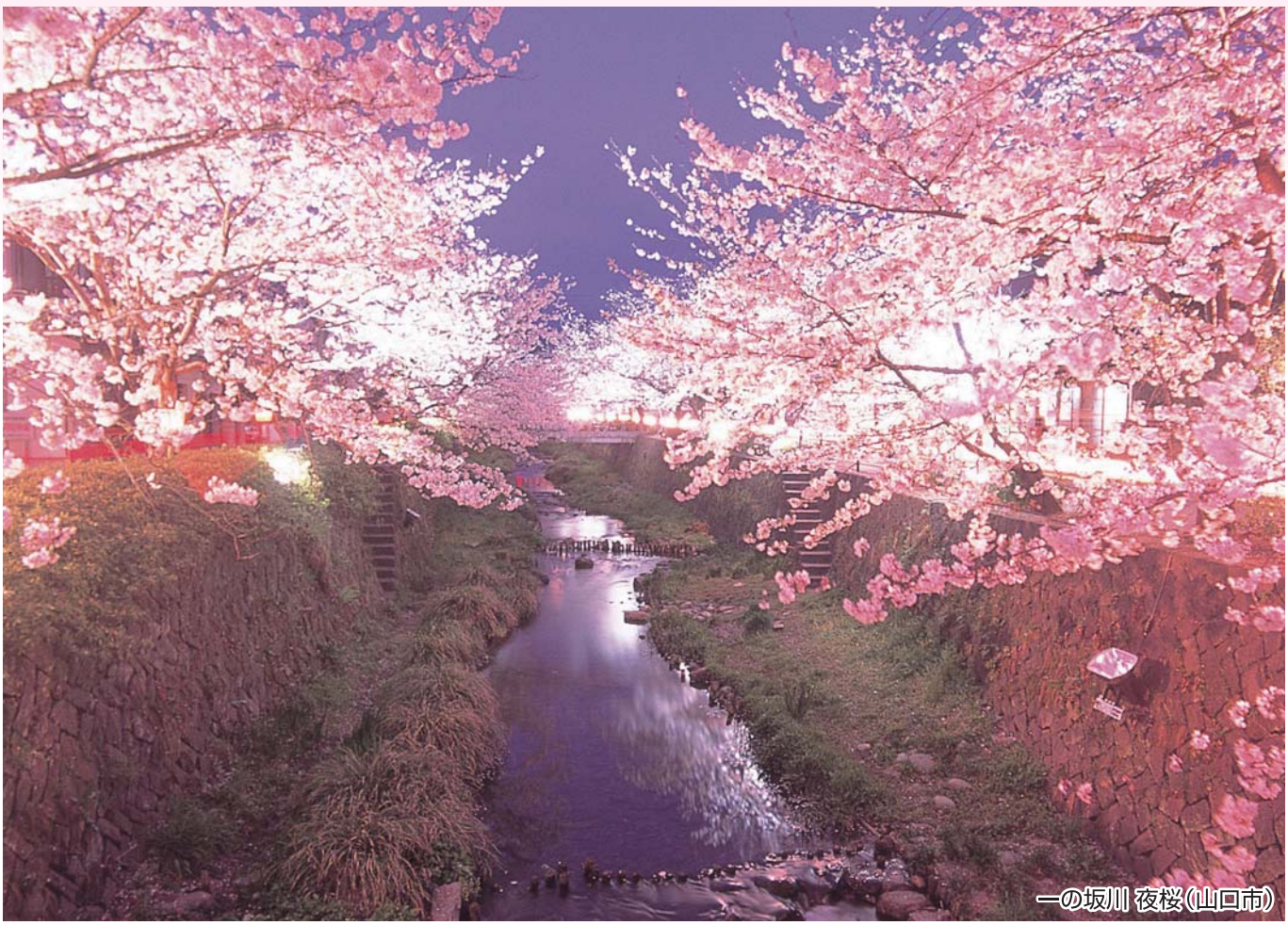

一の坂川 夜桜（山口市）

平成24年度事業計画及び予算	2
貯金事業のご案内 貯金利率変更のお知らせ	6
平成24年度保健事業について	8
特定健診に協力を!!	10
限度額適用認定証の取扱い変更	11
貸付事業のご案内	12
Information　共済貯金送金スケジュール	14

共済だより　第262号　山口県市町村職員共済組合

この「共済だより」は再生紙を使用しています。

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。

平成24年度　事業計画及び予算

3月2日第1回組合会で議決

平成24年第1回組合会が3月2日に開催され、平成24年度の事業計画及び予算が決まりましたのでお知らせします。

共済組合の事業は、組合員の皆さんが負担する掛金と地方公共団体が負担する負担金でまかなわれています。しかし、組合員数の減少や給与の抑制により収入の大幅な減少は避けられず、また、混迷が続く経済・金融情勢のなか、資金運用益の見通しも大変厳しくなっております。

短期経理は、医療保険制度改革に伴う負担増や医療費の増高等で厳しい財政状況にあり、このままで推移すれば、平成24年度に剰余金が枯渇するものと見込まれることから短期財源率を引き上げることとしました。また今年も短期給付事業の安定的運営を確保するため、組合員や被扶養者の医療費の分析を行うとともに、「短期給付財政安定化計画」を策定し、医療費抑制策を講じることとしています。

長期経理は、全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に集約して一元的に処理されています。年金制度に対する理解と信頼を高めるため、組合員等への周知を図り、相談業務の充実に努めます。

保健経理は、特定健康診査及び特定保健指導の成果の評価を受ける年度ですので皆さんのご協力をお願いします。共済組合も目標値達成のため周知及び実施率向上に努めます。また、昨年度に引き続き組合員については歯科健診助成をします。

厳しい経営環境にある宿泊経理は、利用促進を図り、企画商品の開発、費用面を見直し経費節減を図るなど、より一層の経営努力を行うこととしています。

なお、各経理別の事業概要は次のとおりです。

基本項目

予算作成にあたっての基礎数値です

区　分	全　体	介護第2号被保険者
組合員数	16,188人	9,855人
組合員1人当たりの給料月額	短　期 326,779円	短　期 380,334円
	長　期 326,131円	—
被扶養者数	18,836人	3,509人

平成24年度財源率

給料（本俸）　（単位:‰）

組合員種別＼経理区分		短期経理 掛金	短期経理 負担金	短期経理 介護掛金	短期経理 介護負担金	短期経理 調整負担金	短期経理 公的負担金	保健経理 掛金	保健経理 負担金	長期経理 掛金	長期経理 負担金	長期経理 公的負担金	業務経理 児童手当拠出金	業務経理 事務費負担金
一般組合員	一般職	60.0	60.0	6.5	6.5	0.25	0.3375	2.7	2.7	99.1375 (101.35)	99.5125 (101.725)	47.125	—	1人当たり月額838円
	組合専従	60.0	60.0	6.5	6.5	0.25	0.3375	2.7	2.7	99.1375 (101.35)	99.1375 (101.35)	47.125	1.50	
	特別職	48.0	48.0	5.2	5.2	0.20	0.27	2.16	2.16	79.31 (81.08)	79.61 (81.38)	37.7	—	
	派遣職員	60.0	60.0	6.5	6.5	0.25	0.3375	2.7	2.7	99.1375 (101.35)	99.5125 (101.725)	47.125	1.50	
市町村長組合員		48.0	48.0	5.2	5.2	0.20	0.27	2.16	2.16	79.31 (81.08)	79.61 (81.38)	37.7	—	
長期組合員	一般職	2.25	2.25	—	—	—	0.3375	2.7	2.7	99.1375 (101.35)	99.5125 (101.725)	47.125	—	
	特別職	1.80	1.80	—	—	—	0.27	2.16	2.16	79.31 (81.08)	79.61 (81.38)	37.7	—	
市町村長長期組合員		1.80	1.80	—	—	—	0.27	2.16	2.16	79.31 (81.08)	79.61 (81.38)	37.7	—	
特定消防組合員		60.0	60.0	6.5	6.5	0.25	0.3375	2.7	2.7	99.1375 (101.35)	99.5125 (101.725)	47.125	—	
船員一般組合員		56.33	63.67	6.5	6.5	0.25	0.3375	2.7	2.7	99.1375 (101.35)	99.5125 (101.725)	47.125	—	
継続長期組合員		—	—	—	—	—	—	—	—	99.1375 (101.35)	99.5125 (101.725)	47.125	1.50	

期末手当等（ボーナス）　（単位:‰）

組合員種別＼経理区分		短期経理 掛金	短期経理 負担金	短期経理 介護掛金	短期経理 介護負担金	短期経理 調整負担金	短期経理 公的負担金	保健経理 掛金	保健経理 負担金	長期経理 掛金	長期経理 負担金	長期経理 公的負担金	業務経理 児童手当拠出金
一般組合員	一般職	48.0	48.0	5.2	5.2	0.20	0.27	2.16	2.16	79.31 (81.08)	79.61 (81.38)	37.7	—
	組合専従	48.0	48.0	5.2	5.2	0.20	0.27	2.16	2.16	79.31 (81.08)	79.31 (81.08)	37.7	1.50
	特別職	48.0	48.0	5.2	5.2	0.20	0.27	2.16	2.16	79.31 (81.08)	79.61 (81.38)	37.7	—
	派遣職員	48.0	48.0	5.2	5.2	0.20	0.27	2.16	2.16	79.31 (81.08)	79.61 (81.38)	37.7	1.50
市町村長組合員		48.0	48.0	5.2	5.2	0.20	0.27	2.16	2.16	79.31 (81.08)	79.61 (81.38)	37.7	—
長期組合員	一般職	1.80	1.80	—	—	—	0.27	2.16	2.16	79.31 (81.08)	79.61 (81.38)	37.7	—
	特別職	1.80	1.80	—	—	—	0.27	2.16	2.16	79.31 (81.08)	79.61 (81.38)	37.7	—
市町村長長期組合員		1.80	1.80	—	—	—	0.27	2.16	2.16	79.31 (81.08)	79.61 (81.38)	37.7	—
特定消防組合員		48.0	48.0	5.2	5.2	0.20	0.27	2.16	2.16	79.31 (81.08)	79.61 (81.38)	37.7	—
船員一般組合員		45.064	50.936	5.2	5.2	0.20	0.27	2.16	2.16	79.31 (81.08)	79.61 (81.38)	37.7	—
継続長期組合員		—	—	—	—	—	—	—	—	79.31 (81.08)	79.61 (81.38)	37.7	1.50

※　長期組合員、市町村長長期組合員は、後期高齢者医療制度の被保険者です。
※　長期掛金・負担金の（　）は、9月以降の率です。
　　：今年度変更となった率です。

◆ 短期経理 ◆ 組合員と被扶養者の医療費等をまかないます。

（単位：千円）

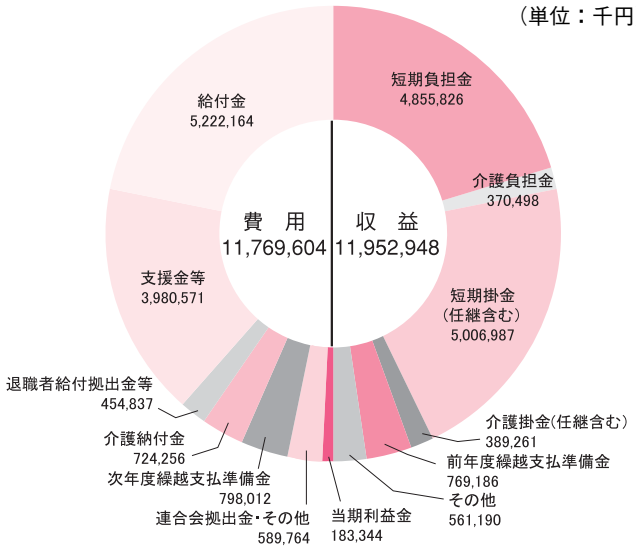

短期財源率の引き上げ

短期給付財政については、組合員数の減少に加え、給与の抑制等の影響により、掛金・負担金の収入が減少する一方、平成20年度から始まった高齢者医療制度に係る支援金が年々増加しています。

平成24年度においても、引き続き収入は減少する見込みです。支出においては、組合員の減少にかかわらず医療費に係る給付金や支援金等の増加が見込まれています。

このような状況を踏まえ、平成24年度は短期財源率を千分の６引き上げ、千分の96とすることとなりました。

収支の結果は、当期短期利益金を生じ、欠損金補てん積立金を全額積立てる見込みです。

介護財源率においては、当期介護利益金が見込まれるため据え置きます。

なお、現在、政府において、現行の後期高齢者医療制度に代わる新たな高齢者医療制度が検討されており、新制度による支援金の負担方法によると、平均収入が高い共済組合の負担が大きく増加することとなります。

財源率の引き上げは、組合員の皆さんに多大な負担をおかけすることになりますが、今後の短期経理の健全な運営のためにご理解いただきますようお願いします。

また、引き続き疾病の早期発見・早期治療に心がけていただきますようよろしくお願いします。

平成24年度
高齢者医療制度に支援する費用です。

前期高齢者納付金	21億6,340万円
後期高齢者支援金	18億1,717万円
退職者給付拠出金	4億5,477万円
老人保健拠出金	7万円
合　計	44億3,541万円

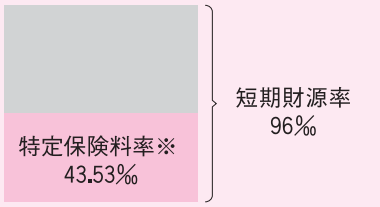

※高齢者医療に係る費用を総報酬額で除した率。

◆ 長期経理 ◆ 年金給付のための資金です。

（単位：千円）

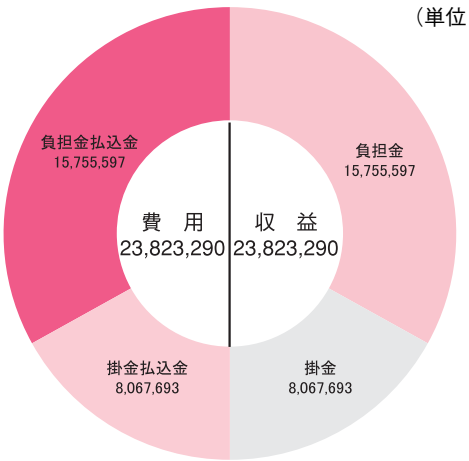

９月に保険料率の引き上げ

長期給付事業の一元的処理に伴い、連合会が年金の決定・支払いを行います。このため、この経理は、地方公共団体から徴収した掛金・負担金を受けて連合会に払い込むための経理となります。

現在、退職共済年金の請求については、組合員及び年金待機者の利便性の向上を図るため、退職共済年金決定請求書の事前送付（住所・氏名等の共済組合で把握している基本情報をあらかじめ印字した請求書を送付）を実施し、年金の請求もれを防止するように努めています（ターンアラウンド方式）。

また、年金制度に対する理解と信頼を高めるため、組合員、年金受給者及び年金待機者に対して積極的に広報活動を行い、相談業務の充実に努めています。

◆ 業務経理 ◆　事業運営に必要な諸経費をまかないます。

短期給付事業、長期給付に関する事業などを行うための事務費や人件費などをまかなう経理で、財源は、地方公共団体等から納付されている事務費負担金です。

平成24年度の地方公共団体負担分は、組合員１人当たり年額10,056円となります。

また、短期経理からは、組合員１人当たり年額1,860円を繰り入れます。

収支の結果は、当期利益金を生じる見込みですが、より一層の事務経費の削減に努めます。

（単位：千円）

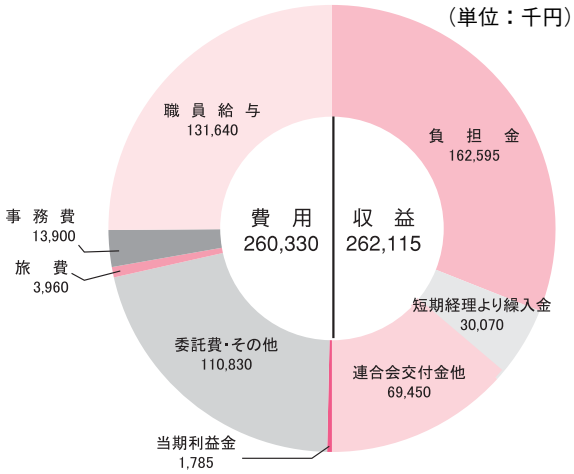

◆ 保健経理 ◆　健康の保持増進を目的に事業を行います。

特定健診・特定保健指導に力を入れていきます

保健事業では、組合員及び被扶養者の健康保持増進に役立つ保健事業、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

平成24年度は、特定健康診査及び特定保健指導の成果の評価を受ける年度を迎えますので、実施内容の練り直しや普及活動の強化に努めます。

なお、防長苑に対しては、土地・建物等資産の保持及び管理に要する費用や減価償却費等に充てる費用として繰り入れを予定しています。

（単位：千円）

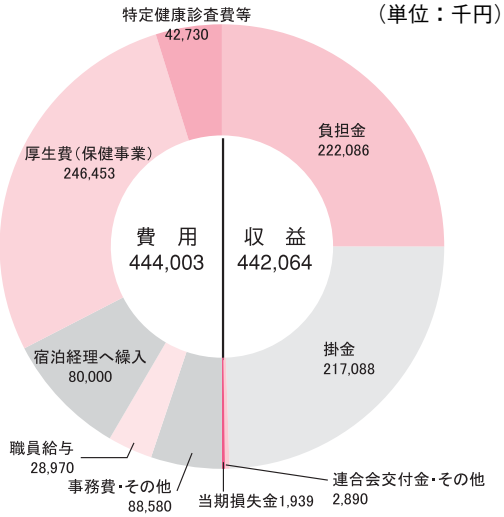

◆ 貸付経理 ◆　住宅資金や臨時資金をお貸しします。

貸付件数は減少しています

貸付利率は、財務大臣が定める財政融資資金利率（10年もの）に連動する変動性となっており、当該設定利率の最低利率で下げ止まっています。しかし、市中金融機関の貸付利率が低くなっている状況のなかでは共済貸付の有利性が乏しく、新規貸付申込者の減少、民間金融機関への借換えのための繰上一括償還者の増加などにより、組合員貸付金残高は年々減少しています。

また、平成24年度はこれまで自家保険であった貸付債権共同保全事業が民間損保へ移行されることにより保険料率の引き上げになりますが、組合員貸付金残高の減少に伴い負担額は軽減されます。しかし、組合員貸付金の減少に伴い貸付利息収入が減少し、単年度収支は引続き赤字が見込まれます。

このため、平成24年度においても剰余金（欠損金補てん積立金）を取り崩して運営する予定です。

（単位：千円）

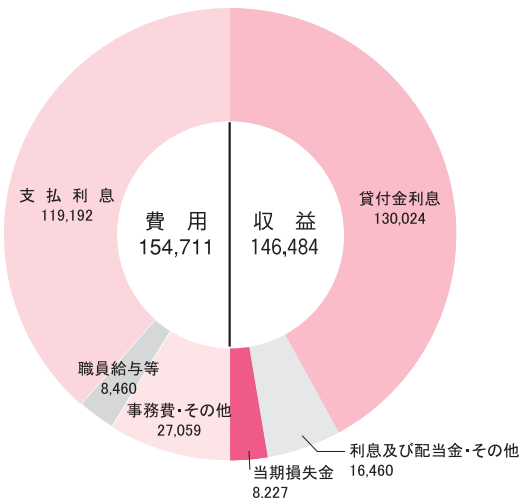

◆ 貯金経理 ◆ 財産づくりをお手伝いします。

（単位：千円）

貯金利率を年0.9％に引き下げます

平成19年４月から貯金利率を年1.1％で運営してきましたが、平成24年４月から年0.9％に引き下げることとなりました。

皆さんからお預かりした資金は、債券と預金により運用しています。債券については国債・地方債・特別の法律による法人の発行する債券・高格付の社債及び外国債による運用を今後も引き続き行って参ります。

預金については、リスク回避のため複数の金融機関に資金を分散し、取引金融機関については選定基準を設けて経営状況などの情報収集に努めます。

低金利時代の今、あなたのもっとも確実な資金運用先として共済貯金をご利用ください（６・７ページに関連記事があります）。

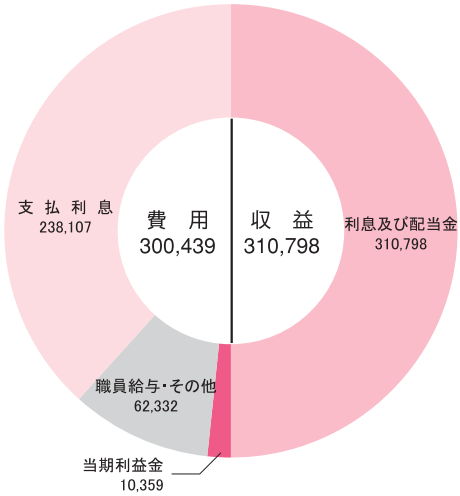

◆ 宿泊経理 ◆ 保養所　防長苑を経営しています。

（単位：千円）

皆さまに満足していただける施設を目指します

施設収入については、前年度比５％増を計画しています。

現在、防長苑では専門業者に経営診断を受けています。これまでの営業活動を見直し、組合員やその家族、年金受給者の方を中心とした顧客管理による利用促進のPRに努めます。

また、一般利用者の促進のため、インターネットによる宿泊予約販売の推進と宿泊をセットにしたプランの充実を図り、利用客の増加に向けて努力します。

レストラン部門については、やまぐち食彩店の特色をいかしたメニューの見直しを図ります。

引き続き、職員の接客能力の向上を図り、利用客の満足度向上に努め、健全経営をめざします。ぜひ、ご家族おそろいで、また、お友達とお誘い合わせのうえお越しください。

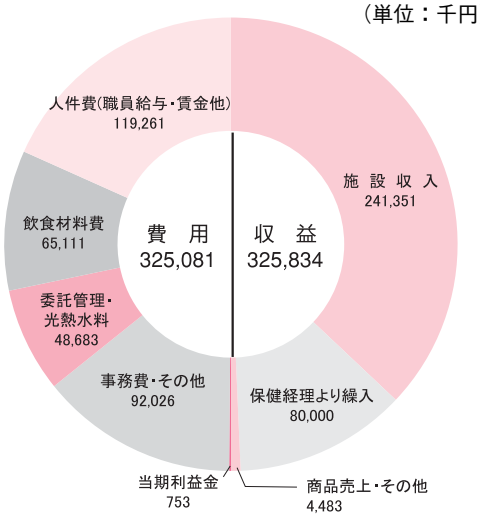

◆ 預託金管理経理 ◆ 長期給付積立金の一部を運用します。

（単位：千円）

長期給付積立金は、連合会において運用されていますが、この積立金の一部を連合会から委託運用することが認められています。

運用方法については、地方公共団体への縁故地方債、他経理への貸付及び短期運用となっています。

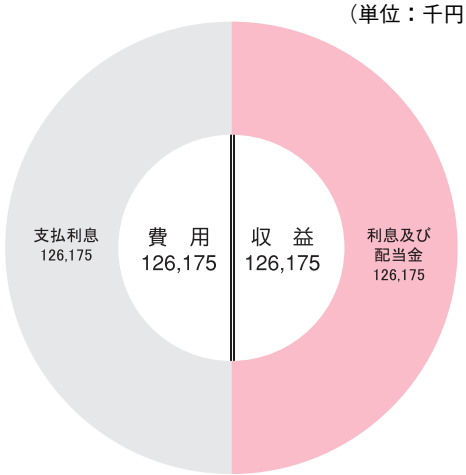

貯金事業のご案内

お問い合わせ先　福祉課貯金係　☎083-925-6551

1.事業の目的としくみ

地方公務員等共済組合法に基づき、福祉事業の一環として実施しています。組合員の皆さんからお預かりしたお金を共済組合が一括して運用することで収益金を得て、貯金加入者に利息として還元します。

2.加入資格

山口県市町村職員共済組合の組合員。ただし、任意継続組合員は除きます。

平成24年1月末現在、全組合員の約4割、6,600人以上が加入しています

3.貯金利率及び運用状況

◆貯金利率

年0.9%（税引後0.72%）の半年複利（平成24年4月1日現在）。
利率は金融情勢等により変動することがあります。
付利単位は100円で、毎年3月末及び9月末の決算時に利息が元金に加算されます。

◆資産の運用状況

共済だより3月号および9月号で定期的に報告します。

4.リスク管理について

共済貯金は金融機関の預金と異なりペイオフの対象とはなりませんが、債券購入にあたっては、リスク管理のため信用力の高い債券を分散して購入しており、特定の業種や企業の債券に偏った購入はしていません。

さらに、債券購入後においても、債券の信用リスク等について関係各方面から情報を収集・分析し、将来的なリスクの発生を抑えるよう努めています。

5.個人情報の利用

貯金業務で取扱う主な個人情報の利用目的は次のとおりです。

＜当組合内部におけるもの＞	＜他の個人情報取扱業者等への情報提供を伴うもの＞
・貯金の受入れ、払出し	・貯金事業に必要な情報を所属所へ提供
・残高管理、貯金台帳等各種帳票の作成	・非課税制度のために必要な情報を税務署へ提供
・利用促進対策	・送金のために必要な情報を金融機関へ提供

貯金利率変更のお知らせ

平成24年４月１日から、貯金利率を**1.1%から0.9%に引き下げました。**
低迷を続ける金融情勢の中、健全な事業運営をしていくうえでのやむを得ない変更となりました。
このような金利情勢のもとでも有利な資産形成をお手伝いできるよう努めてまいりますので、引き続き共済積立貯金のご利用をよろしくお願いします。

金利を比較してみると…

		100万円を1年間預けた利息は?
共済積立貯金	0.90%（半年複利）	7,212円
●銀行（1年定期）	0.03%（単利）	240円
●銀行（普通預金）	0.02%（単利）	160円

※利息計算は概算であり、預入日等により計算が異なる場合があります。

6.共済積立貯金の各種手続き

■手続きは所属所の共済事務担当課を通じて行います

貯金の手続き（加入・払戻し・積立等）に必要な書類はすべて所属所の共済事務担当課に備付けてあります。

また、以下に示した各種手続きの受付日は、いずれも共済組合に書類が到着した日です。

各所属所における締切は、所属所の共済事務担当課にご確認ください。

本号に「積立貯金加入・変更・解約申込書」を差込んでいますので、加入・積立額変更等にご利用ください

◆加入方法

「積立貯金加入・変更・解約申込書」を所属所の共済事務担当課を通じて提出し、加入申込みをしてください。

毎月10日共済組合受付で、翌月の給料から積立開始となります。

加入申込後に任意の金額を振込むことで随時積立も可能です（積立の種類参照）。

＊積立の種類

毎月の給料からの積立（定時積立）　…　給料から天引きで、希望額（千円単位）を積立

ボーナスからの積立　（臨時積立）　…　期末・勤勉手当から天引きで、希望額（千円単位）を積立

希望時に任意額を積立（随時積立）　…　山口銀行の窓口で、専用の振込用紙（所属所担当課に備付）を使用し、任意額（万円単位）を振込んで積立（振込手数料不要）

◆積立額の変更（年2回、募集期間にのみ受付）

・６月積立分からの変更 … ４月10日～５月10日の間、共済組合受付

・11月積立分からの変更 … ９月10日～10月10日の間、共済組合受付

◆給料・ボーナスからの積立の中断・再開

毎月10日共済組合受付、翌月からの適用。積立再開のときは、中断前と同額での再開となります。

◆払戻し（毎月2回送金、詳細なスケジュールは毎号の共済だよりに掲載）

・15日送金（前月25日共済組合受付）

・末日送金（当月10日共済組合受付）

◆解約（月1回送金）…月末送金（当月10日共済組合受付）

◆残高等のお知らせ（年2回・決算期）

３月末及び９月末現在の残高と半年間の入出金異動明細を記載した「貯金現在残高通知書」を、４月及び10月に所属所経由で配布します。再発行はしませんので、大切に保管してください。

春の加入キャンペーン実施中

期間中に共済積立貯金に新規加入し、給与等からの積立を開始された方に、加入特典として図書カード500円分をプレゼントします。

この機会にぜひご加入ください！

■加入キャンペーン対象となる条件は次の2点です

①平成24年6月8日（金）までに共済組合に加入申込書が到着していること

②同申込書で、定時積立（給料からの積立）と臨時積立（期末勤勉手当からの積立）の両方またはいずれかを申込んでいること

・随時積立のみで加入申込みをした場合や、すでに加入している方が積立額変更で積立を開始した場合は対象となりません。

・特典の対象回数はお一人様1回限りとなります。

・特典は平成24年8月下旬頃、ご自宅に直接送付します。

積立額変更のご案内

5月10日（木）共済組合必着　→　6月積立分から変更

・現在「随時積立」のみで加入中の方が、「定時積立」及び「臨時積立」を利用開始しようとする場合は積立額変更の取り扱いとなりますので、この機会をご利用ください。

・次回の積立額変更受付期間は9月10日～10月10日で、11月積立分からの変更となります。

平成２４年度の保健事業について

疾病予防・医療費増高対策に重点を置いた事業を行っています。組合員及び被扶養者の皆さんの健康増進にお役立てください。

◆請求用紙は、共済組合ホームページでダウンロードされるか、各所属所の共済事務担当課でお受取りください。

◆利用助成券は、各所属所の共済事務担当課で発行してもらってください。

①疾病予防対策事業

項　　目	内　　容	実施対象者	場所等	案内及び利用方法
健康診断等費用助成	定期健康診断（事業主健診） 肺がん検査 大腸がん検査 乳がん検査 子宮がん検査 前立腺がん検査 胃検査 肝炎検査 インフルエンザ予防接種	組合員	各所属所が指定した健診場所	各所属所が実施した健康診断のうち、左記の検査について助成限度額の範囲内で所属所に助成します。 インフルエンザ助成の請求手続きは、各所属所の共済事務担当課からのご案内に従ってください。
	歯科健診助成	組合員	指定機関	本誌差込みの「歯科健康診断票」で、各自受診してください。
短期人間ドック健診費用助成	1泊2日ドック	40歳以上の組合員	指定機関	今年度受診希望は、1月に配布した「人間ドック利用申込書」により申し込みいただきました。後日、所属所経由で申込者に人間ドック受診のご案内を送付します。 **※今年度の申し込みは締め切りました。**
	日帰りドック	30歳以上の組合員と被扶養配偶者		

本誌差込みの水色のリーフレットをごらんください！

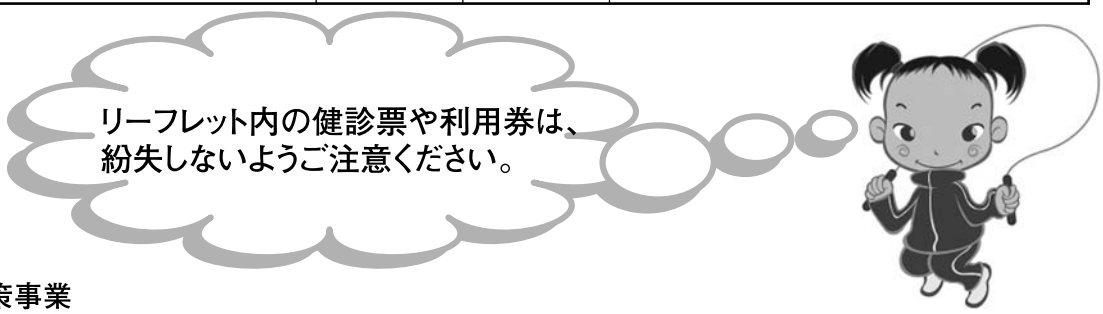

②医療費増高対策事業

項　　目		内　　容	実施対象者	場所等	案内及び利用方法
保健図書の配布		組合員・被扶養者の出産に対して育児専門書の贈呈	組合員、被扶養者	—	育児専門書請求書（3種類の専門書［すくすく赤ちゃん・育児Q&A・赤ちゃんとママ（月刊誌）］から1つを選択）により請求してください。 請求者のご自宅にお届けします。
		新規加入組合員に共済組合事業の案内や健康冊子の配布	新規加入組合員	—	各所属所を通じて配布します。
健康電話相談		24時間フリーダイヤル、インターネットよる無料健康相談（専門業者に委託）	組合員、被扶養者	—	フリーダイヤル（0120-876-898：携帯電話使用可）での相談方法と、インターネット（共済組合ホームページ「共済健康相談室」からアクセス。IDは876898です。）での相談方法があります。
メンタルヘルス相談		医療機関等で組合員の心の健康相談： 1人年度内3回まで無料 （医療機関等に業務委託）	組合員	委託機関（相談機関一覧表）	本紙に「相談機関一覧表・平成24年度メンタルヘルス相談利用券」を差込んでいます。 相談利用券と組合員証（健康保険証）を各委託機関の窓口に提示してご利用ください。
健康セミナー	健康管理者研修会	健康維持増進等に関する管理者向け研修	所属所各部署の管理者等	調整中	日程、内容等詳細が決まりましたら各所属所に開催案内を通知します。
	健康関連講座	健康維持増進等に関する講演と軽い運動	組合員、被扶養者ほか		日程、内容等詳細が決まりましたら共済だよりやホームページにて参加者募集の案内をします。 あわせて、各所属所に開催案内を送付し、参加者の募集をします。
	体力づくり教室	運動を始めるきっかけづくりとして、スポーツ体験教室を開催			

本誌差込みの黄色のリーフレットをごらんください！

セミナー、講座、教室は毎回違った内容で行っています。
ご参加いただいた方からは、好評をいただいておりますので、
ぜひご参加ください!

③ライフプラン事業

項　　目	内　　容	実施対象者	場所等	案内及び利用方法
生涯生活設計型講座	年代別又はテーマ別に分けて開催	組合員、被扶養者ほか	調整中	日程、内容等詳細が決まってから共済だよりに参加者募集の案内をします。 あわせて、各所属所に開催案内を送付し、参加者の募集をします。
退職予定者説明会	年度末退職予定者への年金・医療制度等説明（秋頃）	組合員	県内約6会場	

助成対象の施設は、共済組合のホームページでも確認できます。
助成契約施設ご利用のときは、事前に所属所の共済事務担当課で「助成券」を発行してもらって、おでかけください。

④保養事業

項　　目	内　　容	実施対象者	場所等	案内及び利用方法	
施設宿泊利用助成	防長苑　1人1泊　3,000円	組合員、被扶養者	契約施設 （利用助成契約施設等一覧表・オレンジ色リーフレット）	利用施設が決まったら、所属所の共済事務担当課で必要事項（注）をすべて記入した利用助成券を発行してもらってください。 利用助成券は、組合員証・被扶養者証（健康保険証）と共に利用する施設へ持参してください。	保養所「防長苑」宿泊利用助成券 ・組合員団体用（白色） ・組合員、被扶養者用（桃色）
	契約保養所及び旅館 1人1泊　2,000円	組合員、被扶養者			契約保養所及び旅館宿泊利用助成券（黄色）
保健・文化施設利用助成	1人1利用につき料金の500円以内の額	組合員、被扶養者			保健・文化施設利用助成券（水色）
銀婚祝保養所優待助成	銀婚を迎えた組合員へ直営保養所の優待助成券を贈呈	組合員	防長苑	5月に所属所で該当者を調査して報告いただき、6月末に該当者宅に「銀婚祝保養所優待助成券」を直接送付します。利用の際は、直接施設にお問い合わせください。	
旅行支援	「JRバカンスクーポン」 共済組合又は旅行業者の直営・契約施設に宿泊する旅行のJR等の運賃割引	組合員、被扶養者	JTB、トップツアー	バカンスクーポン購入申込書に記入し、取扱旅行会社へ直接提出してください。	

本誌差込みのオレンジ色のリーフレットをごらんください!

（注）必要事項とは、利用施設名・利用年月日・利用者名（組合員証記号、番号）・助成金額となります。

お問い合わせ先　保険課医療保健係　☎083-925-6142

平成24年度特定健康診査受診に協力してください!!

3月号でお知らせしました特定健診の受診状況から、今年度は特に40歳以上の被扶養者の特定健診に重点をおいてご案内をしていきます。

昨年度にくらべて、受診券の使用期限が短くなることや受診状況の調査を実施することなど、内容が大きく変更となりますのでご留意ください。

平成24年度　40歳以上の被扶養者の皆さんへ
特定健康診査受診のご案内

■平成24年5月中旬 ＜特定健康診査受診券の発送＞

特定健康診査受診券を、所属所経由で対象者のいる組合員の皆さんへ配布します。お手元に届きましたら、対象の被扶養者に必ずお渡しいただき、受診していただきますようお願いします。

（主な配布物：平成24年度特定健康診査受診券、案内文・質問票、健診機関一覧表）

※受診券の使用期限が平成24年5月から9月末日までと大変短くなっております!ご都合が良い日に、速やかに受診いただきますようお願いします。

■平成24年10月初旬 ＜受診状況調査票の送付＞

5月に受診券を配布した対象者の方へ調査を実施します。調査内容は、特定健診の受診状況確認や、受診券を使用せずにパート等の勤め先で健康診断を受けられた方の健診結果の提出をいただくものとなります。なお、調査票はご自宅へ直接送付する予定です。

■平成24年12月初旬 ＜受診券の再送付（未受診者のみ）＞

10月の調査結果から、5～9月中に受診することができなかった方へ特定健康診査受診券を再度ご自宅へ送付します。この再送付する受診券の使用期限は、平成24年12月から平成25年3月末日までとします。

※9月末日までの受診に協力してください!

お問い合わせ先　保険課　医療保健係　☎083-925-6142

平成24年度～

限度額適用認定証の取り扱いが変わります

平成24年4月1日から「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「認定証」という。）が外来診療にも適用されます。

◆どんなときに使えるの？

70歳未満の組合員及び被扶養者※1が、医療機関等で入院、外来を問わず保険診療を受け、医療費の窓口負担が高額になったときです。

◆手続きはどうすればいいの？

事前に各所属所を通じて、「限度額適用認定申請書」を共済組合へ提出することにより、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」※2を交付します。

◆認定証を使用するとどうなるの？

医療機関等の窓口に組合員証等と認定証を提出することで、窓口負担が月単位で一定の限度額※3にとどめられ、窓口で多額の現金を払う必要がなくなります。

◆認定証を使用しない場合はどうなるの？

認定証を使用しない場合は、従来どおり一旦自己負担していただき、後日、医療機関等からの診療報酬明細書をもとに共済組合から高額療養費として支給します。

※1　70歳以上の方については、高齢受給者証を提出することにより同様の取り扱いとなります。
※2　新規採用、育児休業等で市町村民税非課税者の方が、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の発行を希望される場合は、別に申請が必要となります。
※3　医療機関等の窓口で支払う限度額は**組合員の所得区分に応じて**異なります。
　Ⅰ上位所得者：給料月額424,000円以上（特別職は530,000円）
　Ⅱ一　　般：給料月額424,000円未満
　Ⅲ低 所 得 者：市町村民税非課税等

〔例〕ひと月の医療費が約100万円かかった場合（所得区分Ⅱ一般）

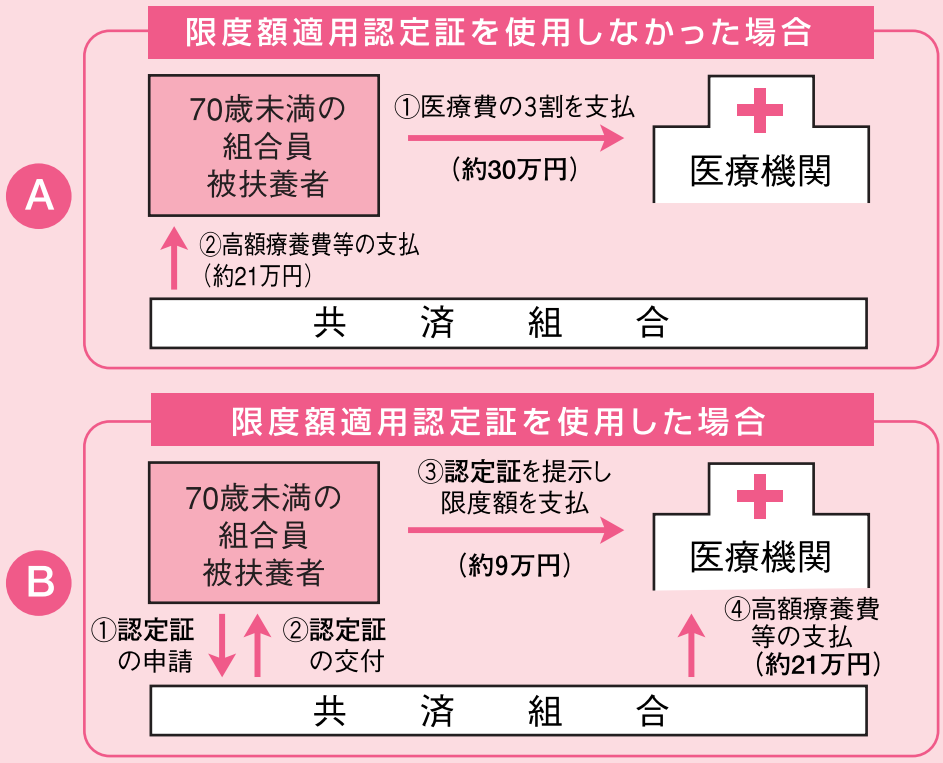

高額療養費の詳細については、ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先　保険課　☎083-925-6142

共済組合「貸付事業」についてお知らせします。

共済組合では、組合員の皆さんに対し「貸付事業」を行っています。臨時の支出に対する資金を貸付けることで、組合員の皆さんの生活の安定を図るために設けられた事業です。

貸付けの原資が公的資金（年金資金）からの借入金であること、貸付事故が増加していることなどの理由から一層の健全な事業運営が求められており、貸付けの対象範囲・審査基準など厳しくせざるを得ない状況ではありますが、組合員の皆さんには制度の内容・趣旨・状況をご理解いただいたうえで、共済組合の貸付けを有効にご活用ください。

詳細及び手続き等は所属所事務担当課または共済組合福祉課にご照会ください。

「貸付一覧」

（平成24年4月1日現在）

貸付種類		貸付事由	借受資格	貸付限度額	貸付利率（年利:%）
普通貸付		◇組合員の生活必需品の購入や組合員が居住する住宅等の小規模な修理に要する費用 例）「通勤車両の購入」や「トイレの修理」など	組合員	給料の6月分 （最高200万円）	2.72
住宅貸付		◇組合員が居住するための住宅の新築や購入、大規模な修理等に要する費用 例）「住宅の新築」や「住宅のリフォーム」など	組合員期間が1年以上の者	組合員期間により異なる （最高1,800万円）	2.72 （2.66）
災害貸付	新　規	◇組合員が居住する住宅・住宅の敷地・家財が水震火災その他の非常災害及び盗難による被害を受けたときの修繕等に要する費用	組合員		2.28 （2.22）
	再貸付	◇現に住宅・災害新規貸付を受けている組合員が居住する住宅又は住宅の敷地が非常災害による損害を受けたときの修繕等に要する費用		組合員期間により異なる （最高1,900万円）	
在宅介護対応住宅貸付		◇組合員が居住するための住宅の新築や購入、大規模な修理等をする場合で、要介護者に配慮した構造・設備に要する費用	住宅又は災害貸付に準じる	300万円 （住宅・災害貸付があり工事費用が限度額を超えるとき、超える額のうち介護対応工事費用を対象とする）	2.46 （2.40）
特別貸付	医　療	◇組合員又は被扶養者の療養に要する費用	組合員	給料の6月分 （最高100万円）	2.72
	入　学	◇組合員、被扶養者又は組合員の子の大学等への入学に要する費用 例）「入学金」や「初年度の授業料」など		給料の6月分 （最高200万円）	
	修　学	◇組合員、被扶養者又は組合員の子の大学等での修学に要する費用 例）「授業料」や「家賃」		1月10万円を単年度毎 （修業年限により1～6年） （最高720万円）	
	結　婚	◇組合員、被扶養者又は組合員の子・孫・兄弟姉妹の婚姻に要する費用 例）「結婚式や披露宴の費用」など		給料の6月分 （最高200万円）	
	葬　祭	◇組合員の配偶者・子・父母若しくは兄弟姉妹又は配偶者の父母の葬祭に要する費用			
高額医療貸付		◇組合員、任意継続組合員又は被扶養者の高額療養費の支給対象となる療養に係る支払い	組合員、任意継続組合員	短期給付の高額療養費の範囲内	無利息
出産貸付		◇組合員、任意継続組合員又は被扶養者の出産費・家族出産費の支給対象となる出産に係る支払い		短期給付の出産費・家族出産費の範囲内	

※ローンの借り換えなどは貸付けの対象となりません。
※貸付利率は変動性です。上記の貸付利率には、債権保全に係る保険料率である一部負担金率（年利0.06%）が含まれています。ただし、抵当権を設定する貸付けについては、（　）の率になります。
※共済組合を含む金融機関等への返済額が月収や年収の30%を超える場合は、貸付けができないことがあります。

「無理のない返済計画」「適正な資金利用」をお願いします!!

お問い合わせ先　福祉課貸付係　☎083-925-6551

年金

社会保障・税一体改革大綱について

昨年６月に「社会保障・税一体改革成案」が決定され、さらに今年１月に「社会保障・税一体改革素案」が示され、２月には「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定されましたので、この大綱の内容のうち年金に係るものについて、今回から皆さんにお知らせします。

Ⅰ　新しい年金制度の創設

「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入するという新しい年金制度を創設することについて、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、引き続き実現に取り組むとなっています。

なお、この新しい年金制度については、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、平成25年の国会に法案を提出するとなっています。

＜所得比例年金（社会保険方式）＞

○　職種を問わず、すべての人が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付
○　保険料は15%程度（老齢年金に係る部分）
○　納付した保険料を記録上積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出

＜最低保障年金（税財源）＞

○　最低保障年金の満額は月額７万円（現在価額）
○　生涯平均年収ベース（＝保険料納付額）で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えたレベルから徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額はゼロ
○　すべての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね月額７万円以上の年金を受給できる制度

上記の新しい年金制度の創設までには一定の時間が必要であり、また、創設された新しい年金制度からの年金給付のみを受給する者がでるまでには相当の期間がかかるため、その間は、新制度と旧制度の両方から年金が支給されることになります。よって、この新年金制度の方向性に沿って下記のとおり現行の年金制度の改善が示されました。

Ⅱ　現行制度の改善

（１）基礎年金国庫負担２分の１の恒久化
（２）最低保障機能の強化
（３）高所得者の年金給付の見直し
（４）物価スライド特例分の解消
（５）産休期間中の保険料負担免除
（６）短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大
（７）被用者年金一元化
（８）第３号被保険者制度の見直し
（９）マクロ経済スライドの検討
（10）在職老齢年金の見直し
（11）標準報酬上限の見直し
（12）支給開始年齢引上げの検討
（13）業務運営の効率化
（14）その他

次回は、現行制度の改善点のうち「物価スライド特例分の解消」についてお知らせします。

被扶養者の資格に異動はありませんか？

４月は進学・就職などのシーズンです。被扶養者が、就職等により健康保険の被保険者となったときは、共済組合の被扶養者の資格を喪失します。所属所の共済組合事務担当課を経由して、共済組合に扶養認定取消の届出をしてください。

また、事業所得等における収入は、扶養認定上認められた経費の実額を控除した金額が収入金額となります。**所得税法上の経費とは異なります**ので、詳しくは共済だより2012年１・２月号をご覧ください。平成23年分の確定申告書で、扶養認定上の経費を控除した額が扶養認定の基準内であるか必ず確認してください。

被扶養者資格取り消しの要件に該当しているにもかかわらず、共済組合への届出が遅れた場合で、その間に医療機関等で受診されていたときは、医療費のうち窓口負担分を除いた共済組合負担分を組合員ご本人に請求することになりますので、留意してください。

所属所異動等で組合員証等の「記号・番号」が変わられた方は、医療機関等で受診される際に、必ず組合員証等を窓口に提示し「記号・番号」が変わられた旨を申し出てください。

被扶養者の認定を取り消す主な事例

① 被扶養者が、就職等により健康保険の被保険者となったとき

② 被扶養者が恒常的な所得を得たとき

・60歳未満の者（障害年金の受給者を除く。）及び60歳以上で公的年金を受給していない者の恒常的な所得が年間130万円以上あるとき

・障害を事由とする公的年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者の恒常的な所得が年間180万円以上あるとき

※収入要件には月額・日額の基準もありますのでご注意ください。

③ 別居により組合員と被扶養者に生計維持関係がなくなったとき

④ 同居要件の被扶養者が別居したとき

上記の事例以外にも扶養認定を取り消す場合があります。

お問い合わせ先　保険課資格係　☎083-925-6142

共済貯金送金スケジュール

	共済組合締切日（必着）	送金日
払戻し	４月10日（火）	４月27日（金）
	４月25日（水）	５月15日（火）
	５月10日（木）	５月31日（木）
	５月25日（金）	６月15日（金）
解　約	４月10日（火）	４月27日（金）
	５月10日（木）	５月31日（木）

共済組合の行事（４月）

○事務担当者会議
４月12日（木）防長苑

○共済事業説明会（新規採用者向け）
４月２日（月）～ ４月23日（月）
※希望所属所

ライフ山口だより

問い合わせ先
有限会社　ライフ山口
〒753-0072
山口市大手町9番11号　山口県自治会館3階
■TEL:083-925-2128
■FAX:083-925-2161
■メールアドレス:ym212@lime.ocn.ne.jp

●更新結果
（平成24年3月1日現在）

昨年の8月から9月にかけて各所属所を訪問させていただいた結果、たくさんの方に「遺族サポートプラン」の「加入」「更新」のお手続きをいただきありがとうございました。

「遺族サポートプラン」		「遺族サポートロング」		「長期継続保障」	
本人加入者数	8,862名	本人加入者数	7,224名	本人加入者数	239名
本人新規加入者数	453名	本人新規加入者数	579名	本人新規加入者数	8名
「医療保障保険」		**「重病克服支援プラン」**		**「総合医療サポート」**	
本人加入者数	2,873名	本人加入者数	3,579名	本人加入者数	1,299名
本人新規加入者数	49名	本人新規加入者数	104名	本人新規加入者数	143名

※制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

●「遺族サポートプラン」「遺族サポートロング」「医療保障保険」　収支計算報告
対象者（加入期間：平成23年3月1日～平成24年2月29日の加入者）

■遺族サポートプラン

支払件数	12件
支払保険金	274,000,000円
配当率	28.456%

■遺族サポートロング

支払件数	6件
支払保険金	34,000,000円
配当率	50.359%

■医療保障保険

支払件数	186件
支払保険金	13,443,000円
配当率	37.182%

共済組合から配当金送金のお知らせ

収支計算の結果、剰余金が生じましたので、配当金を対象者の皆様へ共済組合から送金いたしました。ご確認ください。

●送金日
平成24年 3 月30日

●送金口座
給付金等振込口座

「遺族サポートプラン」「遺族サポートロング」「医療保障保険」あわせて、204件のお支払いがあり、多くの組合員のお役に立つことができました。

※遺族サポートプラン、遺族サポートロング、医療保障保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。
配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
（但し、長期継続保障、重病克服支援プラン、総合医療サポートについては配当金はありません。）

MY-A-11-他-006920　MYG-A-11-LF-1081

編　集　後　記

今回は防長苑の生ビール祭りの広告が載っています。
平日利用でなんと助成券を使うと、なっなんと!500円で宿泊できます。しかも朝食付・温泉付で･･･かなりお得です。
気分転換にもなるし･･･お勧めします。
組合員さまのみ先行予約受付中です。　（S･Y）

春は暖かく、運動を始めるにはもってこいの季節ですね。私も2年前の春、当時保育園児だった息子を半ば強引に口説き、趣味と実益（体力づくり）を兼ねた運動を始めて現在も継続中です。当時と比べてずいぶん体力がついてきたと思いますが、油断するとすぐに衰えるお年頃･･･。「継続は力なり」で、こつこつと続けていきたいと思います。
（M･H）

組合の現況
平成24年3月14日現在

組合員/男	組合員/女	組合員/合計
10,937人	5,358人	16,295人

任意継続組合員	被扶養者/男	被扶養者/女	被扶養者/合計
402人	7,013人	11,736人	18,749人

山口県市町村職員共済組合
〒753-0072（個別番号〒753-8529）山口市大手町9番11号　山口県自治会館3階　FAX/083-921-1228
TEL/083-925-6141（総務課）083-925-6142（保険課）083-925-6550（年金課）083-925-6551（福祉課）
●発行日／平成24年4月2日　●発行人／中西　昌洋　URL　http://www.kyosai-yamaguchi.jp/

summer viking 2012

ビュッフェスタイル・フリードリンク

6/15~8/4

日曜、祝日は休み 7/15.22.29は開催

生ビールまつり

組合員さまのみ

先行予約受付中！

4/21まで

ご利用後の

宿泊料

(助成券ご利用の場合)

平日 500円

金、土曜日、祝前日は2,000円

大人 4,000円

小学生 1,500円

幼 児 500円(2歳以下無料)

ご予約・お問合わせ

083-922-3555

〒753-0077　山口市熊野町4-29

防長苑　検索

防長苑